

## あなたが支える市民活動応援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、納税者等が選択する市民活動団体の行う事業に対し、個人市民税額等に基づくあなたが支える市民活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市民の税に対する意識の高揚を図るとともに、市民活動に関する市民の理解を深める中で、市民と行政が力を合わせてその活動の支援を図り、もって市民協働のまちづくりの促進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 納税者等 第7条第1項の規定による届出時において本市に住所を有する者のうち、当該届出を行う年度の6月1日において18歳以上の者にあつては市税（個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に限る。以下同じ。）の滞納がない者を、同日において18歳未満の者にあつては当該届出を行う年度の前年度（以下「前年度」という。）に個人市民税が課税されている者であつて市税の滞納がないものをいう。
- (2) 市民活動団体 ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の非営利活動を行う団体であつて、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他社会貢献に係る分野の活動を行っているものをいう。

(補助対象団体の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる市民活動団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のすべてに掲げる要件を満たしている市民活動団体とする。

- (1) 主に市内を活動拠点としていること。
- (2) 会則、規約、定款等市民活動団体の組織、運営等に関する定めを有していること。
- (3) 第5条第1項の申請書の提出時において、おおむね1事業年度以上継続的に活動していること（当該活動期間が1事業年度に満たない場合にあつては、設立の経緯等を勘案し、これに準ずるものと認められる場合を含む。）。
- (4) 法令等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (7) 大分市人材バンクに登録していること。
- (8) 全活動に占める公益的活動の割合が50%以上であること。

(補助対象事業の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべての要件を満たしている事業とする。

- (1) 市内で実施するものであること。
- (2) 福祉、環境、教育、スポーツ、青少年の健全育成その他の公益性のあるものであること。

- (3) 営利を目的としないものであること。
  - (4) 本市の市民を主たる対象とするものであること。
  - (5) 市民活動団体を構成する者を主たる対象とするものでないこと。
  - (6) 補助金の交付を受けようとする年度に本市から他の補助金の交付、委託等を受けていないものであること。
- 2 一の市民活動団体がこの要綱の定めるところにより補助金の交付を受けることができる事業は、1年度につき1事業とする。
  - 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を申請しようとする市民活動団体（以下「申請者」という。）は、あなたが支える市民活動応援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体要件・事業要件確認シート
- (5) 誓約書
- (6) 規約、会則又は定款等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助対象団体の決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、あなたが支える市民活動応援事業選考委員会の意見を聴き、補助対象団体とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、補助対象団体の決定をしたときは、必要な条件を付すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助対象団体の決定をしたときは、申請者に対し、あなたが支える市民活動応援事業補助対象団体決定通知書により通知するとともに、その内容を公表するものとする。

(納税者等の選択等)

第7条 納税者等は、支援したい補助対象団体を3団体まで選択し、あなたが支える市民活動応援事業届け出用紙により市長に届け出ることができる。

- 2 納税者等（個人市民税の非課税者を除く。以下この項において同じ。）が前項の規定に基づく届出を行う場合における当該支援したい補助対象団体に対する支援額の総額（以下「支援総額」という。）については、次に掲げる額のうちいずれか高い方の額とする。

- (1) 届出を行う納税者等の前年度の個人市民税額の1%に相当する額

- (2) 前年度の個人市民税総額の1%を当該届出を行う年の前年10月1日時点において本市の住民基本台帳に記載されている18歳以上の市民の数で除して得た額（以下「平均額」という。）

- 3 納税者等のうち個人市民税の非課税者が第1項の規定に基づく届出を行う場合における支援総額については、平均額とする。

- 4 第1項の規定により納税者等が支援したい補助対象団体を複数選択した場合における当該補助対象団体ごとの支援額（以下「支援額」という。）は支

援総額を当該支援したい補助対象団体の数で除して得た額とし、1 団体のみ選択したときは支援総額を支援額とする。この場合において、当該額に1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 5 市長は、第1 項の規定に基づく届出があったときは、当該届出がこの要綱に定める要件に適合しているか否かを確認するものとする。この場合において、市長は、当該届出がこの要綱に定める要件に適合していないと認めるときは、当該届出を無効とすることができる。

(補助対象団体等の遵守事項)

第8 条 補助対象団体は、納税者等の支援を得るために、過度な広報活動又は不正若しくは不当な行為をしてはならない。

- 2 納税者等は、補助対象団体に対し、自らが利益を受けるために、不正又は不当な働きかけをしてはならない。

(補助対象団体を選択した届出数等の公表)

第9 条 市長は、第7 条第1 項の規定に基づく届出が終了したときは、その結果を集計し、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 補助対象団体の名称
- (2) 補助対象団体の行う事業名
- (3) 補助対象団体の補助金の交付申請額
- (4) 補助対象団体を選択した届出者の人数
- (5) 補助対象団体を選択した届出者に係る金額の合計額
- (6) 補助対象団体に対する補助金の交付予定額

(補助金の額等)

第10条 補助対象団体に交付する補助金の額は、第7条第2項から第4項までの規定により算定した支援額を合計して得た額又は次に掲げる額のいずれか低い方の額を上限として、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、当該補助対象事業に係る補助金以外の収入の総額に補助金の額を加えた額が、支出の総額を上回る場合は、その差額を補助金の額から控除するものとする。

- (1) 補助対象経費の額が5万円以下である場合にあっては、当該補助対象経費の額
- (2) 補助対象経費の額が5万円を超える場合にあっては、当該補助対象経費の額のうち5万円を超える額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に5万円を加算した額（その額が30万円を超えるときは、30万円）

(交付申請の変更等)

第11条 補助対象団体は、第9条の規定による公表が行われた日の翌日から起算して14日以内に、第5条の規定による交付申請に係る内容であって、補助金の額を減ずる変更を伴うものの変更をしようとするときは、次の書類を添えて市長に申請することができる。

- (1) あなたが支える市民活動応援事業計画変更申請書
- (2) 変更事業計画書
- (3) 変更収支予算書

2 市長は、前項の規定に基づく補助金の額を減ずる変更申請があったときは、速やかに、その可否を決定するものとする。

- 3 補助対象団体は、第5条の規定による交付申請の取下げをしようとするときは、指定日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(交付決定等)

- 第12条 市長は、第9条の規定による公表が行われた日の翌日から起算して14日を経過したとき（前条第1項の規定による補助金の額を減ずる変更申請があったときは、同条第2項の規定による決定を行ったとき）は、速やかに補助対象団体にあなたが支える市民活動応援事業補助金交付決定通知書により通知するとともに、その内容を公表するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告等)

- 第13条 前条第1項の規定による交付決定を受けた補助対象団体（以下「補助決定団体」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業（以下「補助決定事業」という。）が完了したときは、速やかに、当該補助決定事業の成果を記載した実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を公表するものとする。

(交付金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書に係る補助決定事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを検討し、適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、あなたが支える市民活動応援事業補助金交付確定通知書（以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

(交付の請求等)

第15条 補助決定団体は、確定通知書を受けたとき、又は次項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、あなたが支える市民活動応援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第12条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助決定事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。

- (6) 補助決定団体が第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (7) 補助決定事業が第4条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (8) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、天変地異その他第12条第1項の規定による補助金の交付決定後に生じ、又は判明した事情により補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(あなたが支える市民活動応援事業選考委員会)

第17条 第6条の規定による補助対象団体の決定その他あなたが支える市民活動応援事業の適正な実施に関し意見を聴くため、あなたが支える市民活動応援事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

- 第18条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者及び市議会議員のうちから市長が参画依頼する。
  - 3 参画依頼の期間は、2年を1期間とする。
  - 4 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。
  - 5 複数の期間につき委員に参画依頼することは、これを妨げない。
  - 6 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
  - 7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
  - 8 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長

の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第19条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第20条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報償金等については、これを支払わないものとする。

(委員会の庶務)

第21条 委員会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(委員長に対する委任)

第22条 第17条から前条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
専門的な技能又は知識を有する指導者、講師等に対する謝礼、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、手数料、委託料、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費等のうち、当該事業実施のために直接必要となる経費 なお、専門的な技能又は知識を有する指導者、講師等に対する謝礼及び旅費については、市長が別に定める基準額の範囲内とする。

補助対象外経費

継続的な雇用関係にあるスタッフの person 費、事務所の家賃及び光熱水費等の維持管理経費その他の組織の運営に係る経費並びに領収書等が無く用途が不明な経費は補助対象外とする。